

れの段階を見たときには別個の事業と整理したほうが適切であり、必ずしも一体性を有するとは言えない。

②下請がトラック実運送事業者であれば事業規模や運送の実態が把握でき、元請からどの程度の運送指示が出れば下請の輸送の安全確保を阻害しているのかを適確に判断することができる。しかし、下請が貨物利用運送事業者であれば、元請の輸送の安全確保阻害行為についての判断が難しく、貨物自動車運送事業法での規制の実効性が低下すると考えられる。

よって、トラック実運送事業者のトラック利用事業者の利用については、貨物自動車運送事業法による規制は不相当であり、貨物自動車運送事業法上の貨物自動車利用運送からは除外している。

また、かかる整理によると、トラック実利兼業者が輸送の安全確保阻害行為をした場合の処分につき、委託先が実運送事業者・貨物利用運送事業者のいずれであるかにより大きく処分が異なることとなるが、これは上記の理由により、それぞれ別の事業法で処分した方が相当であると判断したからである。

2. トラック実運送事業者からトラック利用事業者を利用する申請がなされた場合について

トラック実運送事業者より、トラック利用事業者を利用する旨の申請がなされた場合については、貨物自動車運送事業法の許可では当該事業を行うことができず、別途貨物利用運送事業法に規定する第一種貨物利用運送事業の登録が必要である旨、指導すること。